

Member Circular 6/2016 各保険年度総括 - 精算保険料

こちらは、英文記事「[Member Circular 6/2016: Review of Policy Years - Release Calls](#)」（2016年5月10日）の和訳です。

メンバー各位

先日の理事会では、Gard P. & I. (Bermuda) Ltd. および Assuranceforeningen Gard – gjensidig（以下「組合」といいます）の事業活動において重要となる事項の報告を行いました。

その理事会での決定事項をお伝え申し上げます。なお、組合の財務状況は一層強固なものになっております。

- 見込総保険料ベースの税引き後の決算は 8500 万米ドルとなり、コンバインドレシオは 83% でした。
- 理事会は、2015 保険年度について、15%の後払保険料を徴収することを決定しました。これは当初の見積もりの 25%を 10%下回るものです。これにより実際に徴収する保険料額は 3700 万米ドル減少します。
- 2015 保険年度の後払保険料を 15%としたことにより、2016 年 2 月 20 日現在、連結危険準備金は 10 億 1700 万米ドル（前年は 9 億 6900 万米ドル）となり、組合に信頼性と安定性をもたらす結果となりました。
- 2013 保険年度および 2014 保険年度については、後払保険料または追加保険料の徴収は予定していません。

より詳細な情報は、組合の[ウェブサイト](#)内の、「[Directors' report and financial statements](#)（英文）」に記載されております。

終了した年度

終了した保険年度¹は、予定どおりに進捗しています。終了した年度について精算保険料の徴収はありません。

終了していない年度

2013 保険年度

2013 保険年度は、保険勘定、保険外勘定とも黒字でした。保険外勘定の業績が非常に好調だったことにより、危険準備金に十分寄与することができました。

2013 保険年度については、後払保険料または追加保険料の徴収は予定していません。当年度は 2016 年 10 月に終了する予定です。

当年度の精算保険料は、なしと決定しました。

¹ 2012 保険年度以前

2014 保険年度

2014 保険年度もまた、危険準備金にプラスの寄与することができました。そのため、2015 会計年度末と比較して著しい改善が見られました。マイナスに影響したコストもあったものの、保険勘定と保険外勘定の黒字が組合の連結危険準備金に対する寄与の要因となりました。2014 保険年度は、早ければ2017年10月に終了する見込みです。

当年度の精算保険料は、該当年の契約に係る見込総保険料の5%に設定されました。

2015 保険年度

海上・エネルギー事業が危険準備金に対して相当の配当支払いを行ったほか、その他の事業もプラスに寄与したものがありませんでした。しかしながら、保険外勘定の赤字と、後払保険料の25%から15%への引き下げが相まって、2015 保険年度は危険準備金に対してマイナスに寄与することになります。

2015 保険年度の精算保険料は15%に設定されました。

2016 保険年度

理事会は、2016 保険年度の精算保険料を当年度の契約に係る見込総保険料の25%の設定に据え置くことを確認しました。また、当年度の精算保険料は、該当年の契約に係る見込総保険料の20%のままの設定とすることが確認されました。

精算保険料

理事会は、精算保険料率を決定する際、また、契約の解除または停止に伴ってメンバーから精算保険料と予定の後払保険料を徴収する際、以下の手続きに従うこと、そして、以下のリスク要因を考慮するよう決定しました。

リスク要因

理事会は、精算保険料率の決定に際して、次の要因を考慮しています。

- 保険料リスク、準備金リスク、市場リスク、その他の重大な諸リスクを踏まえて組合が算出した必要資本が、公表した保険料の期待値水準を上回るリスク。
- 特殊な事象が発生していない保険年度においては、その保険年度の精算保険料率を原則として引き下げる意向であること。

支払い手続き

理事会は、契約が解約または停止された場合の精算保険料と後払保険料の支払いについて、以下の手続きと条件を決定しました。

- 精算保険料率は、当該保険年度の後払保険料とは切り離され、当該年の当該契約に係る見込総保険料の一定比率として計算されます。
- 当該保険年度の当該契約に係る予定後払保険料で未徴収のもの、契約の解除または停止時に、要求に応じて精算保険料に加えて支払うものとします。
- 理事会が確定後払保険料の徴収を決定したものの、メンバーが未支払いの場合、契約の解除または停止時に、理事会が決定した後払保険料を、精算保険料に加えて支払うものとします。

まとめ

上記の理事会による決定を要約すると、以下のとおりです。

- (i) 2013 保険年度: 当該保険年度については、後払保険料または追加保険料の徴収はありません。当年度は 2016 年 10 月に終了する予定です。
 - (ii) 2014 保険年度: 当該保険年度については、後払保険料または追加保険料の徴収はありません。当年度は 2017 年 10 月に終了する予定です。
 - (iii) 2015 保険年度: 当該保険年度については、当初予定の 25%より低い 15%の後払保険料を 2016 年 9 月 1 日に支払うことが要請されております。当年度は 2018 年 10 月に終了する予定です。
 - (iv) 2016 保険年度: 後払保険料は、25%に維持される見込みです。
- (v) 精算保険料（該船の見込総保険料に対する率）：
- | | |
|------------|-------------|
| 2013 保険年度: | なし |
| 2014 保険年度: | 見込総保険料の 5% |
| 2015 保険年度: | 見込総保険料の 15% |
| 2016 保険年度: | 見込総保険料の 20% |

ご質問がありましたら、[ガードジャパン株式会社](#)までお問い合わせください。

GARD AS



Rolf Thore Roppestad
CEO（最高経営責任者）

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。